

里帰り等で委託先以外の施設及び仕様外の産後ケア事業（宿泊型）を利用される方へ

里帰り等で委託先以外の施設及び仕様外の産後ケア事業（宿泊型）を受けられる場合は、一旦保護者が産後ケア事業宿泊型の利用料を全額お支払いいただき、後日、利用料の一部を市に請求をしていただくことになります。

○ 対象の産後ケア事業の項目と上限額

産後ケア事業の項目	上限額(円)
①産後ケア事業宿泊型における産婦のケア	(施設提示利用料) - (1日24時間30,000円×利用日数) + (利用決定通知書利用者負担額×利用日数)
②産後ケア事業宿泊型における児のケア	
③産後ケア事業宿泊型における母子のケア	
④産後ケア事業宿泊型における生活援助	

例) 1泊2日で20時間の利用の場合は1日分の還付となります(48時間以上で2日、72時間以上で3日と換算)

例) 1泊2日(20時間)利用で、自己負担金6,000円の場合(30,000円×1日)-(6,000円×1日)=24,000(還付金額)
(令和8年4月現在)

※多胎児の場合、多胎児1人につき1日24時間34,500円で、自己負担額も増額となります。自己負担額については承認通知書をご確認ください。

- 上記内容について請求できません。
- 宿泊型利用後、利用施設に宇治市産後ケア事業宿泊型実施報告書の記入・押印を依頼してください。
- 上記を保険診療として請求された場合は対象外となります。
- 利用日に母子ともに宇治市に住民票がない場合は、還付請求できません。転出先の市町村にお尋ね下さい。

○ 請求方法

下記の書類をそろえて、宇治市役所保健推進課にご提出下さい(郵送可)。

[提出書類]

- ▼ 宇治市産後ケア事業宿泊型実施報告書 (利用内容に○印・利用日時(24時間で30,000円(多胎児1人につき、24時間4,500円加算)として算定)・事業者名・印・利用者サイン のあるもの)
- ▼ 領収書原本
- ▼ 宇治市産後ケア事業費請求書(委託事業所外)

[提出期限]

- ▼ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに利用された産後ケア事業については、令和9年3月31日までに請求して下さい。
- ▼ 上記日程に間に合わない場合は、下記までお問い合わせください。

※お支払いは口座振込となります。請求書にご記入いただく際に、請求者と口座名義人が異なる場合は、必ず「委任状」欄もご記入下さい。

※必要書類の記入に書類発行費が必要な場合は、事前に保健推進課までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】 〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
宇治市役所 保健推進課 0774-22-3141(代表)

宇治市の委託先以外の施設及び仕様外の産後ケア事業実施の施設の皆様

宇治市では、委託先以外の施設及び仕様外にて産後ケア事業宿泊型を利用する方については、一旦利用者の方に利用料を全額お支払いいただき、後日、市に請求をしていただくこととなります。つきましては、利用者が持参します宇治市産後ケア事業宿泊型実施報告書に利用日時(24時間利用で30,000円。多胎児の場合は24時間1人につき4,500円加算。)、利用内容、事業者名の記入と押印、利用者サインをもらった上で利用者にお返しいただきますようお願いいたします。

本市母子の健康の保持及び増進のため、ご協力の程よろしくお願いいたします。

宇治市役所 保健推進課 0774-22-3141(代表)